

短期大学設置基準改正と教育の質保証を巡る最近の動き

小島 彰*

Revision of Junior College Establishment Standards and Recent Development of Education Quality Assurance Measures

Akira KOJIMA*

Synopsis: The college establishment standards were revised, and colleges are required to comply with the new establishment standards. Major points of the revision are briefly described in this paper. The aim of the revision of the standards is to realize diverse learning in colleges and to ensure the quality assurance of college education in a recently changing environment. There are other measures for the quality assurance of education, such as accreditation and information disclosure. It is also necessary to strengthen efforts to ensure the quality of education, taking into these measures in College of Industrial Technology.

(Received Oct. 17, 2022)

Key words: The junior colleges establishment standards, quality assurance of education

1. 緒 言

令和 4 年 10 月 1 日をもって短期大学設置基準¹⁾が大学設置基準, 専門職大学設置基準等の改正と併せて大きく改正された。現行の大学教育の質保証システムは, 設置基準, 設置認可制度という事前規制と認証評価及び情報公開という事後チェック体制で運営されているが, これらの在り方について審議してきた中央教育審議会大学分科会の質保証システム部会の審議結果²⁾も踏まえて, 令和 4 年 9 月に文部科学省から中教審に諮問があり, 直ちに相当との答申を受けて実施されたものである。

10 月 1 日には, 設置認可の審査基準を従来の入学定員から収容定員に変更する告示も公布され, 大学を取り巻く環境が大きく変わろうとしている。

2. 設置基準改正のポイント

今回の設置基準改正のポイントは, 最近の ICT

技術の進展や新学問領域の発展など短期大学を取り巻く環境の変化を取り込みつつ, 教育の質保証を図るため, 3つのポリシーに基づく学位プログラムの編成とそれを実行改善していくための体制整備である。

具体的には, 総則として, 自己点検・評価, 認証結果を踏まえた教育研究活動の見直しが努力義務として挙げられ, 教育課程はディプロマポリシーを受けて作成されたカリキュラムポリシーに基づき編成することが要請され, 入学者選抜はアドミッションポリシーに基づいて行うこととされている。学位プログラムとは学科での教育プログラムであり, 3つのポリシーに対応した各学科での教育活動の展開が求められることとなる。

教育を提供する大学組織としては, これまでの教員組織, 事務職員組織を統合して教育研究実施組織を新設し, 教職協働して教育の効果を発揮させることが求められている。

教員組織については, 専任教員を廃止し, 教育課程の編成など学科の運営に責任を有する者であって, 主要授

* 産業技術短期大学学長

業科目を担当する者又は当該学科で年間8単位以上の科目を担当する者を基幹教員として制度化し、教育課程にふさわしい人材の学内外からの登用を可能にしている（主要科目は基幹教員、それ以外はなるべく基幹教員が担当するとしている）。これにより、これまでの学科所属の教員が他の大学や他の学科の基幹教員となること、又は所属は学科ではなく短期大学とし、複数の学科の基幹教員となることも可能であるなど、これまで考えられなかった多様な教員の活動が可能になるとしている。

また、授業については学生等の指導補助者による補助や担当教員の指導計画に基づく授業の分担が可能であることが記され、指導補助者の活動領域が拡大された。指導補助者に対する研修が前提ではあるものの、これまで基本的に教員の担当とされていた授業の実施についても変更が加えられた。

単位制度については、45時間の学習につき1単位を与える基本は変わらないが、授業時間は15時間から45時間の間で短期大学が適正に設定することができ、講義、演習、実験、実習、実技ごとの単位に対する授業時間数の規定は廃止された。授業科目の授業期間も10週、15週に限定されず、短期大学が定めることができ、単位の授与も試験その他の方法により学修成果を評価して与え、学修成果の多様な評価を可能としている。

物理的な教育資源としては、運動場、体育館その他のスポーツ施設や講堂等は必要に応じ整備するものの、教育研究に必須な教室、基幹教員及び基幹教員以外の大学教員に対する研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を整備するとしている。図書館で整備する情報としては、電磁的方法で提供されるものを明記し、これまでの紙媒体を主体とした資料整備に電子資料の整備が加えられた。

大学に必要な教員数としては、基幹教員数が示され、学科又は大学全体として必要な人員のうち4分の1以内については、学科専属でない基幹教員を算入することが認められる。

また、設置基準の一定の基準に対して例外を認める特例措置を、文部科学大臣の認定を受けて実施することが可能となり、短期大学の判断で新たな教育方法の導入が可能となる。

3. 経過措置

以上のように大幅な内容の改正であるため、すでに設置されている短期大学の基幹教員、校舎、研究室の適用

については従前の例によるものとされ、直ちに改正することは求められないが、令和6年度の設置認可申請、令和5、6年度の設置等の届け出は、設置基準の適用を施行前又は施行後のものを大学が選択できるものの、令和7年度以降は認可申請、届出は施行後の設置基準によることとされ、短期大学の学びの体制を改正するに際しては、新しい設置基準に対応した学内体制を構築していくことが必要となる。

4. 文部科学省から示された遠隔授業等の紹介

今回の基準改正とは直接の関係はないが、遠隔授業の大々的な導入など現行の制度として可能な教育方法も、設置基準の改正の説明資料の中で紹介されている。これらを見るとコロナ禍以降の大学教育の大きな変革を受けて、より効果の高い学修者の立場に立った教育の展開が制度的には可能であることが改めて示されている。これらは、大学や短期大学の創意工夫で多様な教育方法の展開が可能になっていることを示唆するものとして注目される。今後これらに基づき、多様な教育を展開する大学等が現れることが予想される。

5. 教育の質保証の流れ

教育の質保証について、これまでの政策の流れを概観すると、平成30年11月の中央教育審議会答申(2040年に向けた高等教育のグランドデザイン)³⁾で、全学的な教学マネジメントの確立、学修成果の可視化と情報公表の促進、質保証システムである設置基準の見直し、認証評価制度の充実が謳われている。文部科学省としてはこの答申に沿って掲げられた項目について順次具体化していくことを想定していたものと思われる。

実際、令和2年1月の大学分科会がまとめた教学マネジメント指針⁴⁾でも3つの方針に基づく体系的な大学教育の展開、学生の学修成果、教育成果の測定・把握、情報公開の重要性が再確認され、その具体的な進め方が記されている。

一般社団法人大学・短期大学基準協会による認証評価でも、教育の質保証についての審査は強化されており、こうした学びの質保証についての大学としての取組が厳しく評価される時代となっている。今回の設置基準の改正もそうした流れに沿ったものと考えられる。

本学では令和4年9月に上記基準協会の面接調査を受けた。その結果は本校執筆時点で未受領であるが、学生の学修成果の獲得状況の把握やその改善のためのPDC

Aサイクルを大学全体として如何に回し、大学教育、進路支援等学生の成長のための活動の改善に反映させているかが厳しくチェックされたところである。

6. まとめ

平成 4 年 10 月に施行された短期大学設置基準について概説したが、これは文部科学省の教育の質保証の強化についての政策の流れに沿ったものであり、こうした施策は今後とも強化されていくものと考えられる。

前述のグランドデザイン報告では、学修者本位の教育への転換が謳われ、教学マネジメント指針ではそうした流れに沿って 3 つの方針を通じた学習目標の具体化、教育課程の編成・実施、学修成果の可視化、教育マネジメント基盤、情報公表の指針が示されている。

こうした大学教育の改善の流れに沿って、本学としても学修者目線に立ち、入学時や卒業時の学生アンケートや日頃の単位の取得状況、GPA、学習成果到達度調査など得られた情報を分析し、それを踏まえた改善の

ためのアクションを地道に積み上げることが必要である。また、自己点検、認証評価、情報公開も教育の質保証を図るための仕組みとしてその重要性が謳われていることから、これらについても見直し、改善を図り、教育の質保証のための取組を全学として強化していくことが求められている。

参考文献

- 1) 文部科学省令第 34 号 令和 4 年 9 月 30 日
大学設置基準等の一部を改正する省令
- 2) 中央教育審議会大学分科会質保証システム部
会 新たな時代を見据えた質保証システムの改
善・充実について(審議まとめ) (令和 4 年 3 月
18 日)
- 3) 中央教育審議会答申 2040 年に向けた高等教
育のグランドデザイン (平成 30 年 11 月 26 日)
- 4) 中央教育審議会大学分科会 教学マネジメント
指針 (令和 2 年 1 月 22 日)